

「京都府緊急事態措置協力金（令和3年4月25日～5月11日実施分）」について（情報提供）

令和3年4月25日からの緊急事態宣言の発令に伴う京都府の緊急事態措置について、休業要請及び時短要請に応じた飲食店等への協力金として「京都府緊急事態措置協力金（令和3年4月25日～5月11日実施分）」が支給されますのでお知らせします。

《協力金の概要》

1 対象施設

【飲食店】飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）

【遊興施設】バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗

【カラオケ】カラオケ店（食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない店舗を含む）

2 要請内容

【酒類提供又はカラオケ設備を提供する場合】 休業要請

【酒類提供又はカラオケ設備を提供しない場合】 時短要請（5時から20時）

今回の要請は、飲食店等を対象とするため、宿泊施設については、休業等の要請の対象外です。

3 支給額

【中小企業】売上高に応じて1日4万円～10万円

前年又は前々年の時短要請月と同じ月の1日当たりの売上高×0.4

4 申請期間 要請期間終了後から開始予定

5 その他

詳細は、下記の京都府WEBサイトをご覧ください。

<https://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/coronavirus-kyoryokukin10.html>



《問い合わせ先》

○協力金に関すること

協力金コールセンター TEL：075-365-7780 月曜日から土曜日の9時30分から17時30分

○緊急事態措置に関すること

京都府新型コロナウイルスガイドライン等コールセンター

TEL：075-414-5907 月曜日から金曜日の9時から17時



ご登録ください！会員向け公式LINE

各種情報の中から、観光事業者向けの情報を選び、タイムリーにお届けします。

4月26日現在の登録者数は129名です。

ぜひご登録ください。



発行：京丹後市観光公社

（一社）京都府北部地域連携都市圏振興社
海の京都 DMO 京丹後地域本部

〒629-3101 京丹後市網野町網野 367 アミティ丹後 1F

TEL：0772-72-6070 FAX：0772-72-0822

Mail：info@kyotango.gr.jp